

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年度要領第 1 号)

最近改正 令和 3 年 12 月 27 日令和 3 年度要領第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 1 号。以下「交付要綱」という。)第 24 条の規定に基づき、スポーツ振興基金助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 交付要綱及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公営競技等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - ア 競馬法(昭和 23 年法律第 158 号)に定める競馬
 - イ 自転車競技法(昭和 23 年法律第 209 号)に定める自転車競走
 - ウ 小型自動車競走法(昭和 25 年法律第 208 号)に定める小型自動車競走
 - エ モーターボート競走法(昭和 26 年法律第 242 号)に定めるモーターボート競走
 - オ 当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)に定める当せん金付証票の発売
- (2) 「一般社団法人」及び「一般財団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に基づき設立された法人をいう。
- (3) 「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づき設立された法人をいう。
- (4) 「公益財団法人日本スポーツ協会」とは、昭和 2 年 8 月 8 日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人(以下「JSPO」という。)をいう。
- (5) 「公益財団法人日本レクリエーション協会」とは、昭和 23 年 3 月 9 日に財団法人日本レクリエーション協会という名称で設立された法人(以下「日レク」という。)をいう。
- (6) 「公益財団法人日本オリンピック委員会」とは、平成元年 8 月 7 日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人(以下「JOC」という。)をいう。
- (7) 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」とは、昭和 40 年 5 月 24 日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人(以下「JPSA」という。)をいう。
- (8) 「日本パラリンピック委員会」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第 43 条に定める委員会(以下「JPC」という。)をいう。
- (9) 「JSPO の加盟団体」とは、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 条に定める団体をいう。
- (10) 「JOC の加盟団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体規程第 2 条に定める団体をいう。
- (11) 「日レクの加盟団体」とは、公益財団法人日本レクリエーション協会加盟団体規則第 3 条第 2 項及び第 4 項に定める団体をいう。
- (12) 「JPSA の加盟団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第 51 条第 3 項に定める団体をいう。
- (13) 「JPC の加盟団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第 45 条に定める団体をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) JOC、JSPO、日レク並びにそれらの加盟団体
- (2) JP SA及び法人格を有するJP SA又はJPCの加盟団体
- (3) 次の要件を満たす非営利の法人(以下「スポーツ団体」という。)
 - ア 定款、寄附行為、規約、その他当該団体の目的・組織・業務などを定めた規則(以下「定款等」という。)において次に掲げる内容を規定していること。
 - (ア) 主たる目的が運動・スポーツの振興及び普及であること。
 - (イ) 主たる事業が運動・スポーツの振興及び普及に関する活動であること。
 - イ アの定款等に掲げた運動・スポーツの振興及び普及に関する活動に係る事業計画及びその実績を有すること。
- (4) スポーツの競技会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された非営利の法人
- (5) JOC又はJPCから推薦のあった選手及び指導者等
- (6) 国際的に卓越したスポーツ活動を行う計画を有し、次に掲げる要件を満たす者
 - ア 当該スポーツ活動について、その成功が相当程度見込まれうる専門的な知識、高度な技術、豊富な経験等を有する者であること。
 - イ 団体にあつては、原則、日本国籍を有する者で構成される非営利団体であること。なお、日本国籍を有しない者が構成員として加わる場合にあつては、支援の役割を担う者に限る。
 - ウ 個人にあつては、日本国籍を有する者であること。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、前項の規定にかかわらず交付要綱第16条第1項第1号から第4号及び第6号の規定による助成金の交付決定の取消しを行ったときは、当該助成決定者に対し当該処分を行った年度の翌年度から5年以内でセンターが別に定める期間における助成金の助成対象者から除外する。

(申請書等の様式)

第4条 交付要綱に定める次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定める書式による。

- (1) 助成金交付申請書 別記様式第1
- (2) 助成金交付決定通知書 別記様式第2
- (3) 助成金交付申請取下げ書 別記様式第3
- (4) 計画変更承認申請書 別記様式第4
- (5) 計画変更の承認及び変更交付決定通知書 別記様式第5
- (6) 助成活動中止(廃止)承認申請書 別記様式第6
- (7) 助成金受給資格喪失届 別記様式第7
- (8) 実績報告書 別記様式第8
- (9) 助成金交付額確定通知書 別記様式第9

(助成対象活動)

第5条 交付要綱別記1から4までに定める助成対象活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。なお、各助成対象活動の要件等は、第16条から第19条までに定めるところによる。

- (1) 一般社団法人、NPO法人又は法人格のないスポーツ団体が助成金の交付を申請する活動については、当該団体の総会において活動に要する予算が既に議決されている、又は議決されることが確実なもの

- (2) 一般財団法人が助成金の交付を申請する活動については、当該団体の理事会において活動に要する予算が既に議決されている、又は議決されることが確実なもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、助成の対象としない。
- (1) 収入総額が支出総額を上回る活動
 - (2) スポーツ振興を目的とする国費(国費を財源とする資金を含む。)を活用しようとする活動
 - (3) スポーツ振興くじ助成金又は公営競技等の収益等による補助金若しくは助成金を活用しようとする活動
 - (4) 助成対象活動の全部を第三者に委任して実施しようとする活動
(交付の決定)

第6条 センターは、交付要綱第4条に基づく助成金の交付の決定を行うときは、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第12条に定めるスポーツ振興事業助成審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査された助成金の配分額の範囲内において、助成金交付決定額を定める。

- 2 前項における助成金交付決定額の算出基礎となる助成対象経費の額は、助成対象活動ごとに交付要綱別記1から4まで及び当該助成金に係る募集の手引に定める助成対象経費について、第16条から第19条までに定める助成対象活動ごとの限度額の範囲内において、原則として別表の「助成対象経費の基準等」により算定した額の合計額とする。
- 3 センターは、助成決定者が交付要綱第17条の規定による助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該助成決定者に対し交付すべきと認めた助成金があるときは、返還を命ぜられた助成金並びにこれに係る加算金及び延滞金の納付が完了するまでの期間において、助成金の交付の決定を留保することができる。
- 4 センターは、第1項の規定にかかわらず、助成対象者が紛争の当事者である場合は、紛争が解決されるまでの間、助成金の交付の決定を留保することができる。
(助成活動の中止又は廃止)

第7条 助成決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付要綱第8条の助成活動中止(廃止)承認申請書を提出する。

- (1) 実施期間内において助成活動を一時中止しなければならない事由が生じたとき。
 - (2) 次のいずれかにより助成活動を廃止しなければならない事由が生じたとき。
 - ア 気候の影響、災害その他やむを得ない事情により、助成活動を完了することが困難と見込まれるとき。
 - イ ア以外で、助成決定者の事情により助成活動を完了することが困難と見込まれるとき。
 - ウ 第5条に定める助成対象活動の範囲に抵触する事由が生じたとき。
- 2 センターは、前項第1号又は第2号アに基づく助成活動中止(廃止)承認申請書の提出があったときは、当該申請が適当であると認めたものについて、助成活動の中止又は廃止を承認する。
- 3 センターは、前項の助成活動の中止を承認する場合において、中止承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができる。
- 4 交付要綱第8条及び前3項の規定は、助成活動における一部の事業(交付要綱第4条の交付決定通知書別紙に記載された活動をいう。)を中止又は廃止しようとする場合について準用する。

(状況報告)

第8条 助成決定者は、交付要綱第11条に基づく報告を求められた場合は、状況報告書(別記様式第10)により理事長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 センターは、交付要綱第14条の審査等において、交付要綱第4条の助成金の交付の決定に係る助成対象経費について、交付要綱第21条第1項に規定する書類に不備等がある場合又は第13条第5号に規定する支払等の方法によらない支出であると認めた場合は、当該経費を助成対象経費から除外して助成金の額を算出し、当該交付決定額との差を減じて確定することができる。

2 センターは、交付要綱第8条に基づく助成活動の廃止の承認を行った活動(第7条第4項に基づくものを含む。)に係る交付要綱第14条の審査等において、第16条から第19条の規定にかかわらず助成対象経費と認めた額の合計額により、助成金の額を算出し、確定する。

(助成金の支払)

第10条 交付要綱別記1から4の助成金は、交付要綱第14条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付する。ただし、助成活動の遂行に必要であると認めた額の範囲内において、概算払をすることができる。

2 助成決定者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書(別記様式第11)を理事長に提出しなければならない。

3 交付要綱別記5の助成金は、交付要綱第4条の規定により助成金交付決定通知書を送付した後に交付する。

(加算金及び延滞金)

第11条 交付要綱第18条第2項に定める延滞金については、返還された金額の合計額が、助成決定者が返還すべき金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時まで付される延滞金の額(その時まで徴収した金額を含む。)が、百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

2 交付要綱第18条第2項に定める助成金の返還期限の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの期間に当たる場合においては、これらの日の翌日をその期限とみなす。

(財産管理及び処分等)

第12条 交付要綱第19条及び第20条に定める取得財産等の管理及び処分等に関する取扱いについては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 取得財産等は、別に定める財産管理台帳により管理する。

(2) 交付要綱第20条第1項の別に定める期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成14年文部科学省告示第53号)」を準用するものとする。

(3) 交付要綱第20条第1項の取得財産等の処分の承認については、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領(平成27年度要領第7号)に定めるところによる。

(助成金の経理)

第13条 交付要綱第21条に定める助成金の経理に関する取扱いについては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 助成決定者は、交付要綱第 21 条第 1 項の収支簿を別に定める様式により作成するとともに、助成決定者が作成する会計帳簿において、助成活動以外の経理と明確に区分しなければならない。
- (2) 交付要綱第 21 条第 1 項の収支に関する証拠書類とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 諸謝金は、支払金額基準表、委嘱状(依頼文書)、出面表(従事確認簿)、支払明細書、領収書(銀行振込伝票)等及び会計伝票又はこれらに類する書類
 - イ 旅費は、出張依頼(命令)書、支払明細書、出張報告書、領収書(銀行振込伝票)等及び会計伝票又はこれらに類する書類
 - ウ 備品費は、契約、検収及び支払の関係の書類(見積書、契約書(請書)、納品書、検収書、請求書、銀行振込伝票(領収書))等及び会計伝票又はこれらに類する書類
 - エ 賃金は、傭上決議書(日給、時間給の決定事項を含む。)、出勤簿、出面表(作業日報)、給与支払明細書、銀行振込伝票(領収書)等及び会計伝票又はこれらに類する書類
 - オ 借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費及びその他の経費は、支払関係の書類(設計書、設計図、請負(委託)仕様書、見積書、契約書(請書)、納品(完了報告)書、検収書、請求書、銀行振込伝票(領収書))等及び会計伝票又はこれらに類する書類
- (3) 前号の書類は、収支簿に記載された順番に整理しておかなければならない。また、センターの指示があった場合は、直ちに提出できるようにしておかなければならない。なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写によることができる。
- (4) 助成決定者は、交付要綱第 13 条に基づく実績報告書の提出に当たっては、第 2 号アからオまでに掲げる書類のうち、センターが指示するものについて報告書に添付することとする。
- (5) 助成対象経費の支払等の方法は、次に掲げるところによるものとする。
 - ア 助成対象経費については、助成決定者における会計諸規程等の定めるところにより第 2 号の書類により処理するものとする。
 - イ 助成対象経費の支払は本邦の通貨とし、銀行振込を原則とする。ただし、外国社製の物品購入等に際し、本邦の通貨で支払を行うことが困難な場合は、必要最低限の経費にとどめるものとし、支出額は、外国送金にあつては支払日、現金にあつては現に支払った日(領収書発行日付)の外国為替レートにより算出(1 円未満切捨て)する。
 - ウ 諸謝金及び賃金の単価については、助成決定者において、別表に定められている日給等の基準を踏まえ適切に定めるものとする。
 - エ 賃金を支給する場合の勤務時間については、助成決定者において定められている基準内の時間とする。
 - オ 助成活動における労務者の労務時間管理に当たっては、作業日報などで適切に管理し、助成対象経費以外の業務と重複がないよう明らかにすること。
 - カ 物品供給、役務請負等の契約に当たっては、仕様書を作成(消耗品の購入など軽微な契約の場合を除く。)し、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。また、契約金額が 100 万円以上の契約を締結する場合には、契約書を作成しなければならない。
 - キ 助成対象経費のうち、助成決定者が当該助成決定者の代表者等議決権を有する構成員(以下「理事等」という。)との利益が相反する取引(理事等に対する賃金等の支給を含む。)を行おうとする場合は、あらかじめ有効となる役員会議等において当該取引に係る競争性の

有無等、その合理性について審議・決定しなければならない。この場合、当該理事等は議決権を有しない。なお、当該取引に関し、競争に付すことが可能である場合にあっては、必ず二人以上の者から見積書を徴するものとする。また、当該経費の支出の際は、監事若しくは経理責任者(当該理事等以外の者に限る。)の承認を得なければならない。

(シンボルマーク等の表示)

第14条 交付要綱第22条に定める助成金による助成活動である旨の記載及びスポーツ振興基金のシンボルマークの表示については、スポーツ振興基金助成金及び競技強化支援事業助成金に係るスポーツ振興基金シンボルマーク等の表示に関する要領(平成15年度要領第4号)に定めるところによる。

(助成活動等の評価等)

第15条 助成決定者は、助成対象期間終了後において、センターの求めに応じて、センターが定める当該助成活動等に係る評価及び経年後の調査等を実施しなければならない。

(スポーツ団体選手強化活動助成)

第16条 スポーツ団体選手強化活動助成については、交付要綱別記1に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 助成対象活動の内容は、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 日本国内における選手強化合宿
- イ 日本国外における選手強化合宿
- ウ 日本国外で開催される対抗試合(公式戦に限る。以下同じ。)への日本チームの派遣
- エ 日本国内で開催される対抗試合への諸外国チームの招待

(2) 1件ごとの助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成活動の内容ごとの助成対象経費の支出額に3分の2を乗じて得た額(千円未満切捨て。ただし、当該金額を含めた助成活動の収入総額が支出総額を上回る場合は、当該金額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。)を合計した額のいずれか低い額とする。

(スポーツ団体大会開催助成)

第17条 スポーツ団体大会開催助成については、交付要綱別記2に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 助成対象活動は、次の要件を満たすものであること。

- ア 国際的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の日本開催にあっては次のいずれかの活動
 - (ア) 当該国を統括する競技団体が派遣する代表チームが参加するスポーツの競技会の日本開催
 - (イ) 日本国内及び日本国外から参加者が集うスポーツに関する講演会、シンポジウム又は講習会その他各種会議(国際スポーツ団体又は諸外国スポーツ団体の構成員が公式に参集するものを除く。)の日本開催
- イ 全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催にあっては次のいずれかの活動
 - (ア) 各競技種目における日本選手権大会
 - (イ) 全国の各ブロック地域(北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄などに区分した地域をいい、原則6ブロック以上に区分したものに限

る。)又は各都道府県の予選会等において選抜された代表選手が出場して行われるスポーツの競技会

(ウ) 各都道府県の関係者を参集して行うスポーツに関する講演会、シンポジウム又は講習会その他各種会議の開催

ウ 1件当たりの助成対象経費の合計額は、1,500千円以上のものであること。

(2) 1件当たりの助成対象経費の合計額は、原則15,000千円(助成金の額は、10,000千円)を限度とする。

(3) 1件ごとの助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額に3分の2を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成活動の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(選手・指導者研さん活動助成)

第18条 選手・指導者研さん活動助成については、交付要綱別記3に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 海外研さん活動

海外研さん活動に対する助成は次により行う。

ア 助成対象者は、次のいずれかの者とする。

(ア) JOC又はJPCがエリートA、エリートB又はユースエリートに認定した選手

(イ) JOC又はJPCが特に推薦するJOC又はJPCが認定した強化スタッフ

イ 助成対象期間は、原則として6か月以内とし、競技技術等の向上又は受入先の事情等により特に必要と認められる場合は、1年を限度とする。

ウ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。

(2) 能力育成教育

能力育成教育に対する助成は次により行う。

ア 助成対象者は、次のいずれかに掲げる者とする。

(ア) JOC又はJPCがエリートA若しくはエリートBに認定した選手又は選手であった者(JOCが認定した特別強化指定選手A又は特別強化指定選手Bを含む。)

(イ) 世界的規模のスポーツの競技会において優秀な成績を挙げたこと等により、次のいずれかの規程又は要項に基づく顕彰又は表彰を受けた選手又は選手であった者

1) スポーツ功労者顕彰規程(昭和43年11月14日文部大臣裁定)

2) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程(平成六年文部省令第二号)

3) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会入賞者等表彰要項(平成4年8月10日文部大臣裁定)

4) 国際競技大会優秀者等表彰要項(平成9年9月3日文部大臣裁定)

5) ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項(平成24年3月2日文部科学大臣決定)

6) パラリンピック競技大会成績優秀者等厚生労働大臣表彰要綱(平成8年10月17日厚生大臣決定)

7) デフリンピック競技大会入賞者等表彰要項(平成27年3月12日文部科学大臣決定)

(ウ) (ア)及び(イ)以外で、特に優れた成績を収めたと理事長が認めた選手又は選手であった者

イ 助成対象期間は、原則として2か年度以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。また、交付要綱第3条の助成金の交付の申請は、事業年度ごとに行うものとする。

ウ 助成対象経費は、次の表に掲げる額を限度とする。

履修教育機関	助成対象経費限度額
大学・大学院(修士)	1,920千円(160千円×12ヶ月)
大学院(博士)	2,160千円(180千円×12ヶ月)
大学院(専門職学位)	2,400千円(200千円×12ヶ月)
短期大学、高等専門学校、専修学校	1,680千円(140千円×12ヶ月)

エ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。

オ 助成決定者は、助成活動実施期間中において、30日間以上、スポーツに関する社会貢献活動を行わなければならない。また、助成活動完了後の翌年度から5か年度において、年度ごとに10日間以上、スポーツに関する社会貢献活動を行うよう努めるものとする。

(国際的に卓越したスポーツ活動助成)

第19条 国際的に卓越したスポーツ活動助成については、交付要綱別記4に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 助成対象者は、第3条第1項第6号に掲げる者とする。
- (2) 助成対象活動は、活動に要する経費が50,000千円以上の活動であること。
- (3) 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成活動の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(アスリート助成)

第20条 アスリート助成については、交付要綱別記5に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) オリンピックアスリート

オリンピックアスリートに対する助成は次により行う。

ア センターは、JOCから推薦のあった助成対象者のうち、次回のオリンピック競技大会で活躍が期待される選手をJSCトップアスリート、次々回のオリンピック競技大会で活躍が期待される選手をJSCユースアスリートとして認定し、助成金を交付する。

イ JOCが行う助成対象者の推薦に関し必要な事項は、あらかじめセンターとJOCが協議し、別に定める。

ウ 助成金の額は、次の表に掲げる額とする。

認定区分	助成金の額
JSCトップアスリート	2,400千円
JSCユースアスリート	900千円

エ 助成決定者は、選手生活について半期ごとにアスリート活動報告書(別記様式第12)により理事長に報告しなければならない。ただし、助成対象者の要件を満たさなくなった場合は、交付要綱第9条に規定する助成金受給資格喪失届とあわせて、助成金受給資格を喪失した日までの選手生活について速やかにアスリート活動報告書により理事長に報告しなければならない。

オ 本号エただし書の場合においては、理事長は、交付要綱第16条及び第17条に基づき、助成金受給資格を満たさない残りの助成対象期間の月数(助成金受給資格を喪失した月を除く。)に相当する額の助成金の返還を命ずるものとする。

(2) パラリンピックアスリート

パラリンピックアスリートに対する助成は次により行う。

ア センターは、JPCから推薦のあった助成対象者のうち、次回のパラリンピック競技大会で活躍が期待される選手をJSCトップアスリートとして認定し、助成金を交付する。

イ JPCが行う助成対象者の推薦に関し必要な事項は、あらかじめセンターとJPCが協議し、別に定める。

ウ 助成金の額は、2,400千円とする。

エ 助成決定者は、選手生活について半期ごとにアスリート活動報告書(別記様式第12)により理事長に報告しなければならない。ただし、助成対象者の要件を満たさなくなった場合は、交付要綱第9条に規定する助成金受給資格喪失届とあわせて、助成金受給資格を喪失した日までの選手生活について速やかにアスリート活動報告書により理事長に報告しなければならない。

オ 本号エただし書の場合においては、理事長は、交付要綱第16条及び第17条に基づき、助成金受給資格を満たさない残りの助成対象期間の月数(助成金受給資格を喪失した月を除く。)に相当する額の助成金の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。

(令和2年度アスリート助成の特例)

2 第20条第1号ウ及び同条第2号ウ中「2,400千円」とあるのは、「3,400千円又は2,400千円」とする。

(前項の規定の失効)

3 前項の規定は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成17年3月23日平成16年度要領第6号)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月4日平成17年度要領第6号)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月5日平成19年度要領第3号)

この要領は、平成19年6月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成 20 年 11 月 20 日平成 20 年度要領第 12 号)

この要領は、平成 20 年 11 月 20 日から施行する。なお、この要領の施行前に交付内定した活動は、従前の例による。

附 則(平成 21 年 10 月 23 日平成 21 年度要領第 4 号)

この要領は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。なお、この要領の施行前に交付内定した活動は従前の例による。

附 則(平成 22 年 10 月 22 日平成 22 年度要領第 4 号)

- 1 この要領は、平成 22 年 10 月 22 日から施行し、平成 23 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 22 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日平成 22 年度要領第 9 号)

- 1 この要領は、平成 23 年 3 月 24 日から施行し、同日から適用する。
- 2 1 の規定にかかわらず、第 16 条、第 17 条及び別表の規定については、平成 23 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用し、平成 22 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 8 月 10 日平成 23 年度要領第 3 号)

この要領は、平成 23 年 8 月 10 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 3 日平成 23 年度要領第 7 号)

- 1 この要領は、平成 23 年 10 月 3 日から施行し、平成 24 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 23 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 10 月 31 日平成 24 年度要領第 5 号)

- 1 この要領は、平成 24 年 10 月 31 日から施行し、平成 25 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 24 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日平成 24 年度要領第 9 号)

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 24 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 2 月 5 日平成 25 年度要領第 4 号)

- 1 この要領は、平成 26 年 2 月 5 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 施行の日以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 11 月 6 日平成 26 年度要領第 4 号)

- 1 この要領は、平成 26 年 11 月 6 日から施行し、平成 27 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 26 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 11 月 4 日平成 27 年度要領第 5 号)

- 1 この要領は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。
- 2 施行の日以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 11 月 9 日平成 28 年度要領第 5 号)

- 1 この要領は、平成 28 年 11 月 9 日から施行し、平成 29 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 28 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 10 月 31 日平成 29 年度要領第 2 号)

- 1 この要領は、平成 29 年 10 月 31 日から施行し、平成 30 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 29 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 10 月 31 日平成 30 年度要領第 5 号)

- 1 この要領は、平成 30 年 10 月 31 日から施行し、平成 31 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 30 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 10 月 31 日令和元年度要領第 3 号)

- 1 この要領は、令和元年 10 月 31 日から施行し、平成 31 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。ただし、第 17 条及び別表の改正規定は、令和 2 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 30 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 8 月 20 日令和 2 年度要領第 1 号)

- 1 この要領は、令和 2 年 8 月 20 日から施行し、令和 2 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 令和元年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 12 月 22 日令和 2 年度要領第 4 号)

- 1 この要領は、令和 2 年 12 月 22 日から施行し、令和 3 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 令和 2 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 5 月 18 日令和 3 年度要領第 2 号)

この要領は、令和 3 年 5 月 18 日から施行する。

附 則(令和3年12月27日令和3年度要領第6号)

- 1 この要領は、令和3年12月27日から施行し、別記様式に係る改正規定を除き、令和4年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 令和3年度以前に交付の決定を行った助成金については、別記様式に係る改正規定を除き、なお従前の例による。

助成対象経費の基準等

【労務を行った個人に対する報酬（謝金等）】

実施期間内の労務に要する経費 ※会社等事業者に請け負わせたものは雑役務費となります。

労務の内容		支給対象者	支出科目	単位	基準単価
選手強化活動（労務日当） （実働日に限る。）		強化スタッフ、トレーナー・管理栄養士・帯同審判員・看護師	諸謝金	日	30,000円
		ドクター			50,000円
		支援スタッフ・競技パートナー・介助者			10,000円
競技会、講習会等のスポーツ行事運営 （実働日に限る。）		大会役員・スタッフ・審判員・トレーナー	諸謝金	日	10,000円
		医師			50,000円
		看護師			10,000円
競技会、講習会等の実技指導・助言		スポーツ指導者、審判員、スポーツトレーナー等	諸謝金	日	10,000円
会議出席		会議等出席者	諸謝金	回	10,000円
講演・講義 （専門的テーマ等による講話・資料を使用して行う解説等）		講演・講義講師 ※補助者はスタッフ謝金	諸謝金	日	24,000円
発表		発表者・パネリスト	諸謝金	日	14,000円
司会・コーディネーター ※請負の場合は雑役務費		アナウンサー （専門的能力を有する者）	諸謝金	日	80,000円
通訳 （手話通訳を含む。） ※請負の場合は雑役務費	国際大会 国際会議	通訳者 （専門的能力を有する者）	諸謝金	日	100,000円
	その他			日	50,000円
翻訳	外国語 →日本語	翻訳者	諸謝金	枚 （400字/200ワード）	4,000円
	日本語 →外国語			枚 （400字/200ワード）	6,000円

【労務を行った個人に対する報酬（謝金等）】

実施期間内の労務に要する経費 ※会社等事業者に請け負わせたものは雑役務費となります。

摘 要

- 上記の基準単価は、助成活動における助成対象経費の限度額となります。限度額を超過した額は、助成対象経費とはなりません。助成決定者は諸謝金、賃金の単価が高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定してください。
- 競技力向上事業助成金の「コーチ設置事業（スタッフ会議開催事業を除く。）」において賃金又は謝金を受給している者に対する謝金は、対象外経費となります。
- 専門的資料を使用し、解説等を含む実技指導を行う場合の謝金の基準単価については、「講演・講義」と同一の扱いとします。
- 司会・コーディネーター謝金については、司会・コーディネーターを生業としていない場合や、専門的能力を有することが確認できない場合は、スタッフ謝金となります。
- 通訳謝金及び手話通訳謝金については、通訳業務又は手話通訳業務を生業としていない場合や、専門的能力を有することが確認できない場合は、スタッフ謝金となります。
- 国際大会等の通訳労務を伴う帯同について、専門的能力を有し、主として通訳業務を本業とする者については通訳謝金の基準単価、その他の者についてはスタッフ謝金の基準単価を適用します。
- 翻訳の枚数の算定については、0.5枚単位とし、端数は100字・50ワード未満を切り捨て、100字・50ワード以上を切り上げます。ただし、全体で100字・50ワード未満の場合は、0.5枚とします。
- 競技会、講習会等のスポーツ行事運営謝金について、原則、助成活動実施日及び実施日の前後それぞれ1日の労務（会場設営撤去等）に限り対象経費となります。
- 謝金を受け取って講義や指導を行う者が、その講義・指導において使用する資料を準備することに対する謝金は、対象外経費となります。
- 上記基準表に定められていない労務に対する謝金については、すべて対象外経費となります。

【旅費】 助成活動の従事等に係る実施期間内の旅行に要する経費

※実費弁償が原則となります。

種別・支出科目細目	旅費算出基準
国内	
旅費	<p>旅行に要する経費</p> <p>※ 選手・指導者研さん活動助成（能力育成教育）においては、現に支払った交通費とシラバス等で確認可能な履修教育機関の授業日が1日でもある月分の通学定期代のいずれか低い額、通学定期代については、自宅から学校までの最も経済的な経路で、連続する月においては、より低額となる購入方法で算出します。</p>
	<p>交通費 出発地～用務地間の駅・バス停等を起点・終点として算出 ※ 原則、最も経済的な経路を対象とする。</p>
	<p>鉄道賃 次のア～オの合計額 ア 旅客運賃 イ 普通急行料金 ウ 特別急行列車料金 エ 新幹線特別急行列車料金 オ 座席指定料金 ※ 特別車両（グリーン車等）に係る料金は対象となりません。</p>
	<p>船 賃 次のア～イの合計額 ア 旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。） イ 座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金 ※ 特別客室等に係る料金は対象となりません。</p>
	<p>航空賃 現に支払った旅客運賃（空港施設利用料、発券手数料、超過手荷物料金を含む。） 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃</p>
	<p>車 賃 次のアまたはイのいずれかの額 ア 現に支払った旅客運賃（タクシーについては、必要その他やむを得ない場合のみ対象） イ 公共交通機関以外を利用した旅行1kmにつき37円を上限とし算定した額（1km未満の端数切捨て） 道路通行料金、駐車場代については、イに含めず現に支払った額とする。 ※選手・指導者研さん活動助成（能力育成教育）においては、いかなる場合も対象経費となりません。</p>
	<p>日当（旅行雑費） スポーツ団体選手強化活動助成のみ対象。 定額 コーチ等（1日につき2,000円を超えない額） 選手（1日につき1,000円を超えない額）</p>
	<p>宿泊費 1泊につき上限12,000円 ※「スポーツ団体選手強化活動助成」において、選手の栄養管理を行っている食事については、雑役務費（管理栄養費）となります。 ※競技会・講習会等について、原則、助成活動実施日及び実施日の前後それぞれ1日の労務（会場設営撤去等）に係る宿泊費に限り対象経費となります。</p>

【渡航費・滞在費】 助成活動の従事等に係る実施期間内の旅行に要する経費
 ※実費弁償が原則となります。

種別・支出科目細目		旅費算出基準
外国		
旅費	渡航費	渡航に要する経費
		交通費
	航空賃	現に支払った旅客運賃 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃
	鉄道賃	助成決定者の旅費規程に基づく現に支払った額
	船賃	次のア～イの合計額 ア 旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。） イ 座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金 ※ 特別客室等に係る料金は対象となりません。
	車賃	次のアまたはイのいずれかの額 ア 現に支払った旅客運賃（タクシーについては、必要その他やむを得ない場合のみ対象） イ 公共交通機関以外を利用した旅行1kmにつき37円を上限とし算定した額（1km未満の端数切捨て） 道路通行料金、駐車場代については、イに含めず現に支払った額とする。
		雑費
	空港施設利用料	現に支払った額
	査証代	現に支払った額（代行手数料含む。）
	発券手数料	現に支払った額
	超過手荷物料金	現に支払った額
	滞在費	滞在に係る外国滞在に要する経費
		滞在費
	日当	スポーツ団体選手強化活動助成 定額（1日につき5,000円を超えない額）
		選手・指導者研さん活動助成（海外研さん活動） 定額（国家公務員等の旅費に関する法律昭和25年法律第114号第35条に規定する日当に当該旅行日数を乗じた額を超えない額）
	宿泊料	スポーツ団体選手強化活動助成 現に支払った額 ※助成対象経費の合計額の算出に当たって含めることができる金額の上限は1泊につき20,000円を原則とします。
		選手・指導者研さん活動助成（海外研さん活動） 定額（国家公務員等の旅費に関する法律昭和25年法律第114号第35条に規定する宿泊料に当該宿泊日数を乗じた額を超えない額）※居住地又は宿泊場所を提供される場合は対象外経費となります。

【借料及び損料】 賃貸借請負に要する経費等

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 大会会場等として使用するグラウンド、体育館や諸室等の利用料（付属設備・備品、照明電力使用料、冷暖房使用料等を含む。）
 - ※ 原則として、スポーツ大会等の開催前日（準備）、開催当日、開催終了日の翌日（撤収等）までが対象経費となります。
- 各種会議の会場利用料（付属設備・備品、照明電力使用料、冷暖房使用料等を含む。）
- ※ 次に該当する場合は、対象外経費となります。
 - 【助成決定者が所有する施設等である場合】
 - ・所有する施設等の使用料について、当該経費が会計区分間（助成活動の会計とその他の会計）において振り替えとなっているもの（第三者に支出されていないもの）
 - 【助成決定者が地方公共団体所有施設の指定管理者である場合】
 - ・指定管理を行っている施設の使用料について、指定管理者（＝助成決定者）の収入となり、地方公共団体から受領する指定管理料と相殺しない場合
- 物品借料（スポーツ用具・AEDを含む。）、バス・車借料（燃料代、道路通行料金、駐車場代を含む。ただし、目的、日時、移動区間等が明確なものに限る。）
 - ※ レンタル業者以外の者から貸借取引した場合には、以下の点にご注意ください。
 - ・取引の相手方が当該物品の所有者であること。
 - ・物品の特性上見積合わせが行えない等、金額の妥当性が客観的に示せないものについては、当該物品の取得価格（又は相当品販売価格）×5%を対象経費の限度とする。
- 通信機器（携帯電話、Wi-Fi等）のレンタル料（国内での利用に際しては、助成決定者がスポーツ大会等を主催するために必要なもので、目的、借用期間、利用者が確認できるものに限る。）
- ※ 事務所の賃料及びパソコン、コピー機等経常的使用機器類のリース料は原則対象外経費となります。
- ※ 光熱水料金は原則対象外経費（当該経費が部局間において振り替えとなっているもの（第三者に支出されていないもの）以外で、専用メーターを設置し、使用日時、使用量の実績（作業日報等）が明確となるものは対象。）となります。

【印刷製本費】 資料等の印刷作成請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 外部に請け負わせる印刷製本作成費（作成する資料等の仕様（用紙サイズ、頁数、印刷・製本方法等）、必要部数が明確なものに限る。）
- ※ スポーツ振興基金のシンボルマークの表示がない場合は、対象外経費となります。
- ※ 外部に請け負わせない既存資料の複写代（拡大コピー等含む。）は、対象外経費となります。

【通信運搬費】 郵送及び荷物等運搬請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 荷物運搬料（目的、送付先、送付物の内容等の明細が確認でき、かつ活動の実施に必要なものに限る。）
- 送付物の封入・発送作業等を、会社等事業者等に請け負わせて実施する経費（目的、送付先、送付物の内容等の明細が確認できるものに限る。）
- 国際的な規模のスポーツの競技会、研修会又は講習会の日本開催に必要な通信費（郵送料、切手・はがき代・メール便、電信電話料、その他これらに類するもので、目的、送付先・通話記録等の明細が確認できるものに限る。）
- ※ 選手・指導者研さん活動助成（能力育成教育）においては、学会投稿等に必要な場合のみ対象経費となります。

【雑役務費】 その他請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 競技会開催等に係る会場設営、看板作成、チケット販売、警備などを一定の仕様に基づいて会社等事業者に請け負わせて実施する経費
 - ※ 大会スタッフや指導者の派遣等を会社等事業者に請け負わせて実施する場合の助成対象経費の上限額は、謝金及び旅費の基準を準用します。
 - 競技会の競技成績優秀者に対する表彰に必要なメダル等記念品の作成費
 - ※ 副賞賞品・参加賞等は対象外経費となります。
 - ウェブページコンテンツ作成料（助成対象活動の周知のみを目的としたコンテンツに限る。）
 - ※ ウェブサイトの管理運営費（既存ウェブサイトの更新費を含む。）は対象外経費となります。
 - 合宿等における管理栄養費
（支給される食事の代金について、1人につき6,000円/日を上限として対象経費となります。また、選手と同時に同一の食事を行う強化役員・スタッフの食事代についても対象となります。）
 - ※ 「スポーツ団体選手強化活動助成」について、選手の栄養管理を行っている活動に限る。
 - 銀行振込手数料（対象経費の支出に係るものに限る。）
- ※ 取得物品（助成対象財産）には原則としてスポーツ振興基金のシンボルマークを表示（着脱式は不可）することとなります。（特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。）

【スポーツ用具費】 スポーツ用具等の購入に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 1件当たりの助成対象経費の合計額に30%を乗じた額を上限とする（選手・指導者研さん活動助成（能力育成教育）は除く。）。
 - 選手等の水分補給のために必要な飲料、選手等のコンディショニング維持のために必要な物品（テーピング・鍼等）、救急用医薬品類（アンチ・ドーピングを考慮したものであること。）
 - ※ 「スポーツ団体選手強化活動助成」に限る。
 - スポーツ活動に必要な競技用具
 - 競技会に必要なビブス、ゼッケン等
 - 大会スタッフの被服類
 - 競技会等の運営に必要な競技エリア・コース設営用品
 - A E D（自動体外式除細動器）、W B G T（湿球黒球温度）測定器
 - ※ A E Dの購入については、1活動につき、1台までを助成対象経費とします。
- ※ 取得物品（助成対象財産）には原則としてスポーツ振興基金のシンボルマークを表示（着脱式は不可）することとなります。シンボルマークの表示がない場合は、対象外経費となります。（国際ルール等により、表示が困難なものや競技に支障が生じるもの、特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。）
- ※ 調達物品（助成対象財産）の取得後は、管理者を定めて管理を行うこととなります。また、調達物品の取得価格が50万円以上の物品については財産管理台帳の作成・保存が必要になるほか、処分に制限があります。
- ※ 選手・指導者研さん活動助成（能力育成教育）においては、助成対象活動のみで使用し、かつ、履修教育機関から購入する事を指示された場合のみ対象経費となります。

【消耗品費】 消耗品の購入に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- 選手・指導者研さん活動助成（能力育成教育）又は国際的に卓越したスポーツ活動助成に必要な消耗品
- ※ 選手・指導者研さん活動助成（能力育成教育）においては、助成対象活動のみで使用し、かつ、履修教育機関から購入する事を指示された場合のみ対象経費となります。
- ※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。

【委託費】 活動の一部を第三者に委任して実施するために必要な経費
※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要

- スポーツ団体大会開催助成において実施手法等を含め活動の一部を第三者に委任して実施する際に必要な経費
- ※ 委託金の額を含めた当該委託事業の事業収入総額が事業支出総額を上回る場合は、事業支出総額との差を減じた額を上限とする。

【その他】

摘 要

<手数料>

- スポーツ団体選手強化活動助成におけるチーム派遣に係る競技会参加料（エントリーフィー）
- ※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。（両替手数料、印紙代、参加料、大会開催契約料・公認料など）

<学費>

- 選手・指導者研さん活動助成（能力育成教育）における学校教育を受けるために履修教育機関へ必ず支払わなくてはならない費用（入学金、授業料、施設整備費等）

<保険料>

- 国外で実施する活動において選手・スタッフが加入する海外旅行保険の保険料
- 助成活動に招集された選手・スタッフが加入する傷害保険の保険料
- ※ 「スポーツ団体選手強化活動助成」に限る。
- ※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、活動の実施に直接必要と認められる経費は、1件当たりの助成対象経費の合計額に10%を乗じた額を上限とし助成対象経費となります。

※ 「スポーツ団体選手強化活動助成」については、上記上限は適用しない。

【助成対象経費となる例】

- ・ 運営スタッフのマスク・フェイスシールド・防護服等物品
- ・ スポーツ大会等の当日の運営に必要な消毒用アルコール、サーモメーター、ペーパータオル等物品
- ・ PCR検査又は抗原定量検査に係る経費
- ・ 出入国後一定期間の隔離に必要な宿泊費(各国が定める日数に限る。)

※ 「スポーツ団体選手強化活動助成」及び「選手・指導者研さん活動助成（海外研さん活動）」に限る。

- ※ 栄養補給等として飲食物を参加者に提供する場合は小分け飲料及び食事の調達に係る経費は対象外経費となります。

※ 参加申込受付等に係るシステム導入費は対象外経費となります。

- ※ パソコン、動画配信サイト利用料、ホームページ更新費等、経常的な使用又は利用に係る経費は原則対象外経費となります。